

富津市障害者総合支援協議会部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市障害者総合支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条に基づき、富津市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事務は次の表とおりとする。

就労支援部会	就労支援に関する事項の調査審議
地域生活支援部会	地域生活支援に関する事項の調査審議
子ども部会	障害児支援に関する事項の調査審議
権利擁護部会	障害者の権利擁護に関する事項の調査審議

(役員)

第3条 部会に部会長、副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、設置要綱第3条第2項各号に掲げる者のうちから会長が依頼する。

(任期)

第5条 部会員の任期は、2年以内とし、その再任は妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 3 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 部会長は、協議事項に関し、必要があると認めるときは、部会に諮って、部会の中にテーマごとにワーキンググループを組織することができる。

2 部会長は、ワーキンググループの構成員（以下「構成員」という。）を、部会に諮って、部会員以外に依頼することができる。

(秘密の保持)

第8条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知りえた秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、部会長において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。